

多文化共生社会の推進に関する要望

平成 2 1 年 7 月

多文化共生推進協議会

(群馬県・長野県・岐阜県・静岡県・愛知県・三重県・滋賀県・名古屋市)

多文化共生社会の推進に関する要望

現在の日本には、就労を主目的に来日した南米日系人を始めとして、多くの外国人住民が生活しています。また、最近ではアジアを中心に、在留資格「研修」により来日する外国人も増加傾向にあります。

こうした外国人住民は、我が国の経済活動を支える上で大きな力となっている一方、在留期間の長期化、定住化傾向が進んでおり、労働、社会保障、医療、教育等の分野での様々な課題が顕在化しています。さらにこうした課題は昨今の急激な景気の悪化に伴い、より一層深刻化しています。

外国人住民が多く居住する市町村及び都道府県においては、外国人住民と日本人住民が互いの文化や考え方などを理解し、安心して快適に暮らせる地域社会（多文化共生社会）づくりを推進していくため、地域住民、NPO、企業等と連携・協働して様々な施策に取り組んでいるところですが、根本的には出入国管理を始めとした諸制度を所管する国における積極的な対応が肝要です。

ついては、国において次の点について措置を講じられるよう求めます。

平成21年7月

多文化共生推進協議会

〔群馬県・長野県・岐阜県・静岡県・
愛知県・三重県・滋賀県・名古屋市〕

1 多文化共生社会づくりの推進に向けた国の方針の策定等について

多文化共生社会づくりの推進に向けて、外国人の受入れ及び外国人が日本社会に適応して生活できるようにするための施策に係る体系的・総合的な方針を策定するとともに、この方針に沿った施策が、関係省庁の緊密な連携のもとに推進されるよう、企画・立案・総合調整を行う専任組織の機能充実を始めとした推進体制の整備を図ること。

【要望の背景】

昨今の厳しい雇用情勢を踏まえ、国では、定住外国人に関わる施策の推進のための企画・立案・総合調整を行う専任組織を内閣府に設置し、定住外国人支援に関する対策をとりまとめているところである。しかしながら、外国人の受入れ、並びに外国人が日本社会に適応して生活していくために必要となる、日本語の習得、日本の社会制度に関する理解、子どもの教育の確保等を図るための施策について、国としての体系的・総合的な方針が確立されていない。

2 在留外国人の台帳制度の整備等について

在留外国人の台帳制度の整備にあたっては、外国人の居住実態を正確に把握できるよう実効性を確保するとともに、在留外国人に係る情報を国・都道府県・市町村間で合理的な範囲で共有できる仕組みづくりを行うこと。また、新制度へ円滑に移行できるよう国が十分な支援を行うこと。

【要望の背景】

外国人の在留に係る情報の相互照会・提供と外国人登録制度の見直しについて、「規制改革推進のための3か年計画」(平成19年6月22日策定、平成20年3月25日改定。)において言及されており、現在、今国会において関係法案が審議されているところである。

現在の外国人登録制度においても、外国人による居住地変更の届出の制度運用が不十分な部分があるため、正確な居住実態が把握できていないケースがある。このため、新たな制度整備を行う場合には、実効性のある制度とする必要がある。

外国人への行政サービスに係る利便の増進を図り、国・都道府県・市町村が連携して効果的な多文化共生社会づくりを推進していくためには、在留外国人に係る情報に関し、国の機関・都道府県・市町村間で合理的な範囲で共有できる仕組みの整備を行う必要がある。

現在の外国人登録原票に記載された情報を新台帳へ移し替えるために必要な財政措置を行うなど、新制度へ円滑に移行できるよう十分な支援が必要である。

3 外国人児童生徒等に対する教育の充実について

(1) 公立小中学校における外国人児童生徒の学習の機会の保障について

外国人児童生徒に対する適応指導・日本語指導について、体系的・総合的なガイドライン等の整備を行うとともに、プレスクール（就学前の初期指導）の普及を促進するなど、指導の方法・内容の改善・充実を図ること。

外国人児童生徒の教育を担う専任教員の加配定数について、配置基準を明確化し基礎定数化することで充実するとともに、外国人児童生徒の母語でのコミュニケーションや日本語指導の能力を有する支援員等による支援体制の整備を図ること。

外国人の子どもの不就学の状況について実態把握ができるシステムを確立し、公立小中学校、外国人学校等のいずれかの教育機関等で教育を受ける仕組みづくりを行うとともに、就学支援の充実を図るなど、不就学の解消に向けた取組を進めること。

(2) 外国人児童生徒等の高等学校教育を受ける機会の保障について

中学校卒業資格を持たない義務教育年齢を超える外国人が、高等学校の入学資格を取得しやすくするために、「就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定試験」を1年間に複数回実施すること。

高等学校進学を希望する外国人児童生徒等への進学ガイダンスの実施等、進路に関する情報について提供する仕組みのより一層の充実を図るとともに、外国人生徒を積極的に受け入れる体制づくりのための財政措置を講じること。

(3) 外国人の子どもの教育に関する選択肢を実質的に広げるため、文部科学省が実施している外国人学校調査を全国規模で継続的に実施して外国人学校の実態把握に努め、外国人学校の教育環境の改善等に向けた財政・税制上の支援を含む支援策の検討を進めるとともに、本国政府に対しても外国人学校に対する応分の支援を求めること。

【要望の背景】

- (1) 外国人児童生徒の適応指導・日本語指導については、その標準・基準とすべきものが十分に整備、普及されているとは言えず、指導内容や指導方法は各学校等に委ねられているのが現状である。

加配教員の制度は、外国人児童生徒の指導に欠かすことができないものであるが、未だ十分な配置ができておらず、更なる充実が必要である。

また、日本語と母語の両方がわかる人材等も外国人児童生徒の指導等に欠くことができない。

公立小中学校、外国人学校等のいずれの教育機関等にも在学しない不就学の子どもについて、その実態を把握することができていない。また、保護者の失業等により不就学の状態となってしまう外国人の子どもの増加が窺われる。

- (2) 中学校の卒業資格を持っていないなど就学機会に恵まれなかった、義務教育年齢を超えた在留外国人に多様な就学機会を用意することは、在留外国人の将来における職業選択の幅を広げ、彼らが日本で生活をしていくための自立支援にもなる。

- (3) 外国人学校に通う子どもは、高額な教材費負担、不十分な指導体制や設備、公的奨学金制度の未整備等、公立学校に通う子どもと比較して条件が悪い例が多い。また、外国人学校に対する本国政府からの支援が必ずしも受けられるわけではない。

外交官の子弟等が多く在学している欧米系のインターナショナル・スクールに対しては、所得税や法人税に係る税制上の優遇措置が適用されているが、南米系等の他の外国人学校には、その優遇措置が認められていない。

4 外国人失業者の急増を踏まえ関係機関の外国人への対応の充実等について

- (1) 外国人失業者の増加を踏まえ、ハローワーク等において、外国人対応窓口の増設、通訳の増員などの外国人失業者への対応の充実を図るとともに、外国人向けの職業訓練等の充実を図ること。
- (2) 外国人労働者の安定的な就業に結びつくよう、日本語を学ぶことができる環境を整えること。
- (3) 「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」について、事業主への一層の浸透を図るとともに、外国人労働者の適正な雇用・労働条件等を確保するよう指導監督を徹底して行い、実効性のあるものにする。
- (4) 外国人研修・技能実習制度について、受入機関や企業への指導・監督を強化するなど、制度本来の趣旨に沿った実効性のあるものにする。
- (5) 外国人の社会保険への加入を促進するため、諸外国との間で、更なる社会保障協定の締結を進めること。
- (6) 外国人労働者の労働・社会保険の加入の促進のため、特に間接雇用主に対して、事業所内で就労する派遣労働者及び請負労働者に係る労働・社会保険の加入確認の徹底を図るなど、必要な措置を講じること。

【要望の背景】

- (1) 景気の悪化に伴いハローワーク等へ相談等に訪れる外国人失業者が大幅に増加している。また、こうした失業者のなかには、今後とも日本で働くことを希望している者も多いが、職務経験が十分でないことなどから、再就職が困難な状況にある。なお、外国人失業者のなかには、生活資金の確保等の問題から、研修等の受講等が困難となっている者も多いと思われる。
- (2) 失業した外国人労働者の多くは、「日本語の壁」が再就職の障害になっている。
- (3) 外国人労働者、特に日系人労働者は、派遣・請負形態が多く、労働条件や安全衛生管理の面などの問題がある。
また、多数の不法就労者の存在が適法に就労する外国人労働者の不安定な就労条件をつくる一因となっている。
さらに、外国人労働者の日本社会への適応の円滑化を図るためには、企業が外国人労働者に対し、日本語教育及び日本の生活習慣等について理解を深めるための指導及び生活上の相談等に応じることが重要である。
- (4) 外国人研修・技能実習制度については、制度本来の趣旨から離れ、外国人が安価な労働力として利用されるケースが多く、また、就労環境等を巡るトラブルも発生、社会問題化していることから、早急な対策が求められる。
- (5) 年金の通算などが可能となる社会保障協定を締結していない国の出身者で、将来帰国することを前提に来日している外国人も多く、保険料の掛け捨て等の問題が生じている。
- (6) 外国人労働者の多くが派遣や請負などにより間接雇用主の事業所で就労している実態を踏まえれば、直接雇用主だけでなく、間接雇用主への働きかけも重要である。

5 外国人犯罪人に対する引渡し条約の締結等について

日本国内で犯罪を行った外国人の国外逃亡に関し、諸外国との間の「犯罪人引渡し条約」の締結を進めること。また、同条約の未締結国に対しては、逃亡した外国人犯罪人に係る処罰要請等を行い、必ず適正な司法手続が行われるようにすること。

【要望の背景】

日本国内で犯罪を行った外国人が国外に逃亡し、適正な処罰が行われない場合、被害者や遺族を始めとする国民の感情に不満が残り、外国人への偏見等にもつながりかねない。

群馬県で起きた殺人事件や静岡県で起きた死亡ひき逃げ事件、強盗殺人事件等における国外逃亡した外国人容疑者について、相手国によって容疑者の起訴が相次いで行われるなど犯罪者の処罰について一定の進展が見られるが、こうした動きを更に進めていく必要がある。

6 情報・サービス提供の多言語化の推進について

外国人も社会の一員として日本人と同様に公共サービスを楽しむ生活できるような環境の実現に向けて、国において積極的に情報・サービス提供の多言語化を推進すること。

特に、定住外国人が必要とする情報を集約し、多言語で提供するポータルサイトについて、その構築・運営体制の充実を図ること。

【要望の背景】

感染症対策、防火安全対策及び災害対策など、迅速に周知を図るべき情報についても適切に多言語化が図られていないものがある。

外国人向けの情報提供については、正確な情報を効率的に提供するとの観点から、国において積極的な取組が期待される場所である。その中でも、定住外国人向け情報提供の充実に向けては、定住外国人施策推進の専任組織において、的確に、提供すべき情報の選択、多言語化等を進めていくことが期待される。